

## 古代集落内土師器生産の新事例

主任学芸員 菅原祥夫

### 1 はじめに

小論では、陸奥南部における古代集落内土師器生産の新事例を提示する。このことで、全国的に立ち遅れている当該分野の研究に、検討材料の1つを追加したい。具体的には、当館に収蔵された楢葉町鍛冶屋遺跡12・52号住居跡の出土資料<sup>(註1)</sup>を再検討し、埋没過程の竪穴住居跡上面に構築された土師器焼成坑の存在を立証したいと思う。

### 2 鍛冶屋遺跡の概要

鍛冶屋遺跡は、福島県浜通り地方南部の楢葉町に営まれた古代集落跡である。太平洋へ注ぐ木戸川南岸の低丘陵上に立地し、同一平坦面上に広がる馬場前遺跡・木戸八幡神社遺跡とは、実質的に同一集落跡と考えられる。総面積は、50,000 m<sup>2</sup>以上に及ぶと推定され、1～3次にわたる発掘調査の結果、古代磐城郡内の拠点集落の1つであったことが判明している。

集落の消長は8世紀後半に開村し、9世紀前葉～中葉に集村化のピークを迎える。鍛冶屋遺跡1次調査区内に官衙風建物群＝居宅域が形成される<sup>(註2)</sup>。当該期の主要遺物としては、居宅関連の墨書き土器「主家」・「厨」、居住者名を示す墨書き土器「大曆」、倉庫のクルリ鍵、円面硯、灰釉陶器などがあり、集落としての格の高さが窺える。今回扱う2軒の住居跡も、当該期のこの

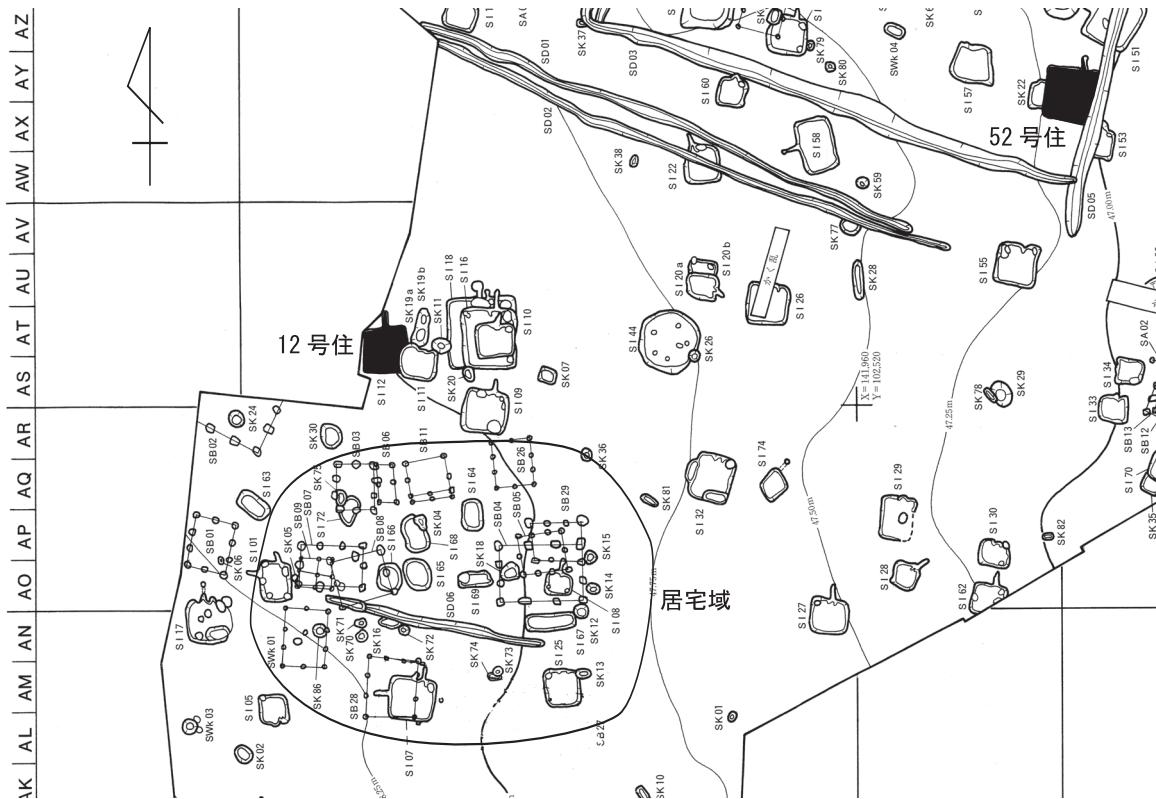


図1 12・52号住居跡位置図

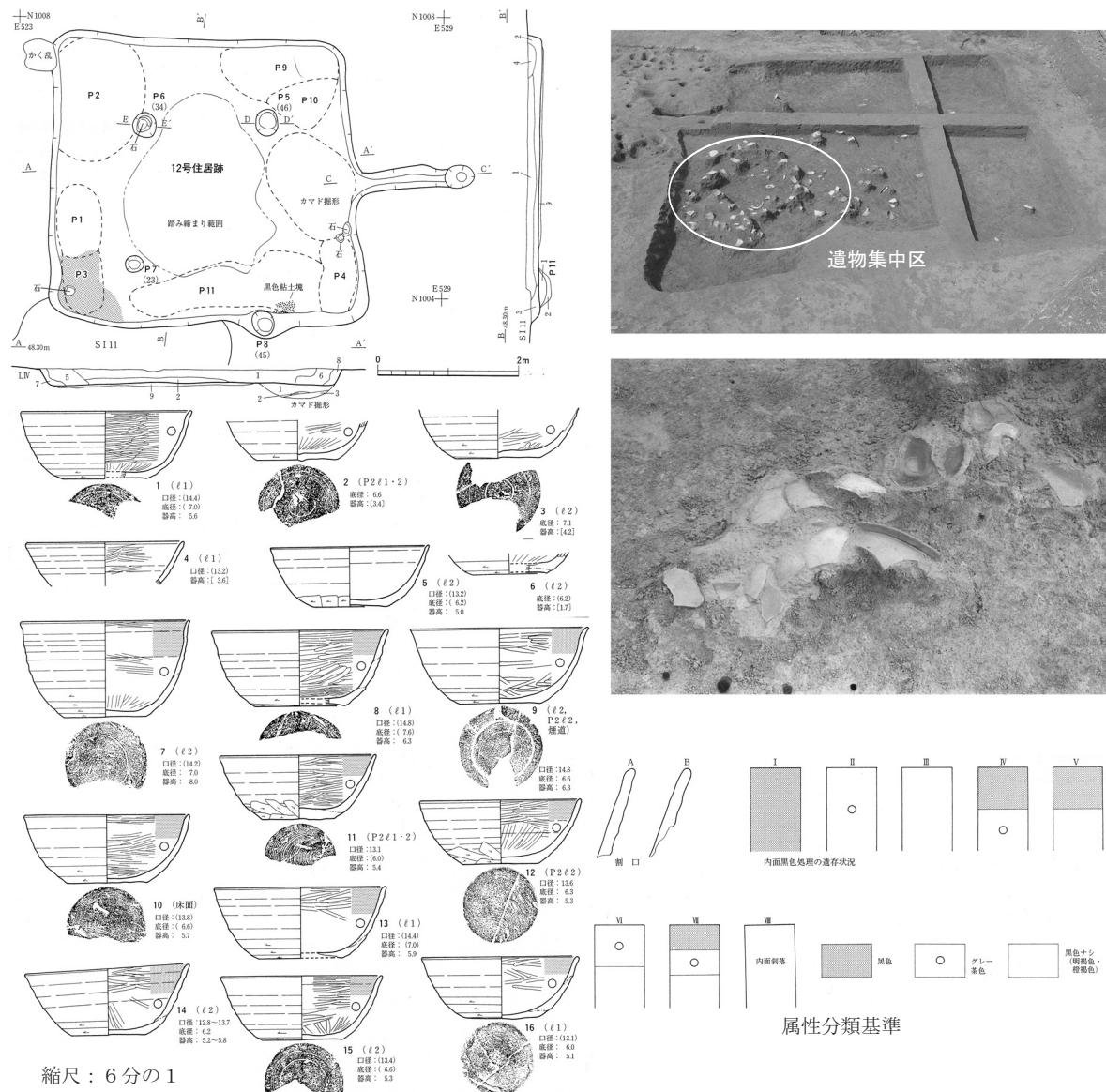


図2 12号住居跡

一画で営まれた所産である。しかし、9世紀後葉～末葉から、木戸川沿岸の低地に集落（小山B遺跡ほか）が分散はじめ、居住域の姿が見えなくなる。そして、10世紀のうちには低地の集落を含めて、200年間前後続いた「村」は廃絶してしまう。このような、集村化→散村化の動態現象は、東日本における典型的な律令期集落消長（註3）と合致したものである。

### 3 検討資料の出土状況と属性

#### (1) 出土遺構の所見

検討資料出土の2軒の竪穴住居跡は、当時の一般的な住居規模と平面形を備えている（図2・写真1）。また、相互の関係は12号住居跡が9世紀中葉、52号住居跡が9世紀前葉に比定され、所在地点は約70mの間隔が離れている（図1）。したがって、近接時期に集落中心部で営まれていても、同時存在せず、直接の関係は無かったと考えられる。このうち、12号住居跡は居

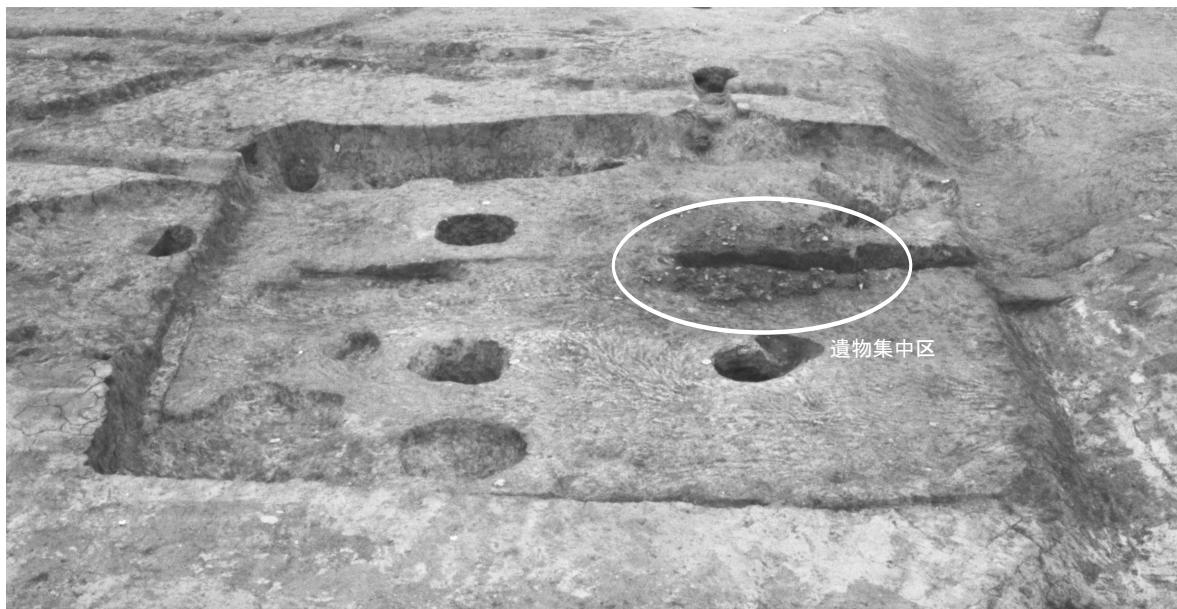


写真1 52号住居跡

宅域と隣接し、その運営を補完するための役割を果たした可能性が推測される。

発掘調査の所見では、この2棟の竪穴住居跡にロクロピットや白色粘土溜など、工房跡としての痕跡は捉えられなかった。また、出土状況から、検討資料は住居跡に直接伴うものではないと判断される。しかし、事実関係には、以下の注目すべき点が認められる。

### (2) 検討資料の属性

#### 【12号住居跡】(図2)

- ①住居南東部の遺物集中区で、堆積土①・②から、約1,300点の土師器坏片が出土した。
- ②大部分は、まるで焼けてはぜた時のように、細かく、しかも薄く剥がれ、通常の割口とは状態がまったく異なっている。また、内面黒色処理が全体に及ばず、ムラのある場合が多い。

#### 【52号住居跡】(写真1)

- ③カマド前面の遺物集中区で、焼土粒を含む土層上面から、約900点の土師器坏片が出土した。
- ④いざれも碎片で、12号住居跡と同じように、特徴的な割れ方をしたものが多い。

### (3) 資料の取り上げと分析・評価

52号住居跡の発掘調査では、それらの平面位置とレベルが記録され、整理では接合関係の検討までなされた。また、すべての資料は、割口の状態で2類型(A・B)、内面黒色処理の遺存状態で8類型(I～VIII)に分類され(図2右下)、類型単位に点数と重量が示されている。

その結果、不自然に剥離した割口(B)の点数は、土圧による通常の割口(A)の約5倍の点数に及び、内面黒色処理のムラ(II～VII類)と高い相関関係を持つことが指摘されている。このことは、図示資料でみても、12号住居跡の68%(42点/62点)、52号住居跡の56%(9点/16点)に、内面黒色処理のムラ(II～VII類)が表示されていることと、対応する。

しかし、このように多大な労力が払われ、詳細な分析が加えられているが、結局のところ②・④の成因は明らかではないとされた。

#### 4 土師器生産地固有の遺物属性

報告書では、それらに対して、土師器生産との因果関係は考慮されていない。しかし、同書写真図版 218 掲載の「土器破片群」は、土師器焼成坑で出土する焼成時破損品＝「破裂剥片」と、一見して同じであるように思える（小論：写真 3-3 に転載）。そこで、この可能性を探るための手続きとして、まず土師器生産地固有の遺物属性を確認することから始めたい。

秋山浩三氏は、次のような整理を行っている（註4）

##### （1）焼成時破損品

焼成途中に割れてしまった製品で、a)～c) の 3 つの属性パターンが認められる。一般に破裂剥片と呼ばれ、1 資料に複数属性が重なる。須恵器窯の灰原資料に該当する。

- a) 土器の表面が、破裂したようなクレータ状、吹き飛んだようなギザギザ状、など不自然な剥離状態を示す。……鍛治屋 1 次報告書の割口（B）に一致。
- b) 土器の剥離面が、器表面と同じ色調を呈する。これは、焼成途中で生じた剥離面が、そのまま焼成され続けたためと推定される。
- c) 同一個体の接合する破片間で、黒斑が不連続をなす（図 3-4）。焼成途中に割れた破片が、

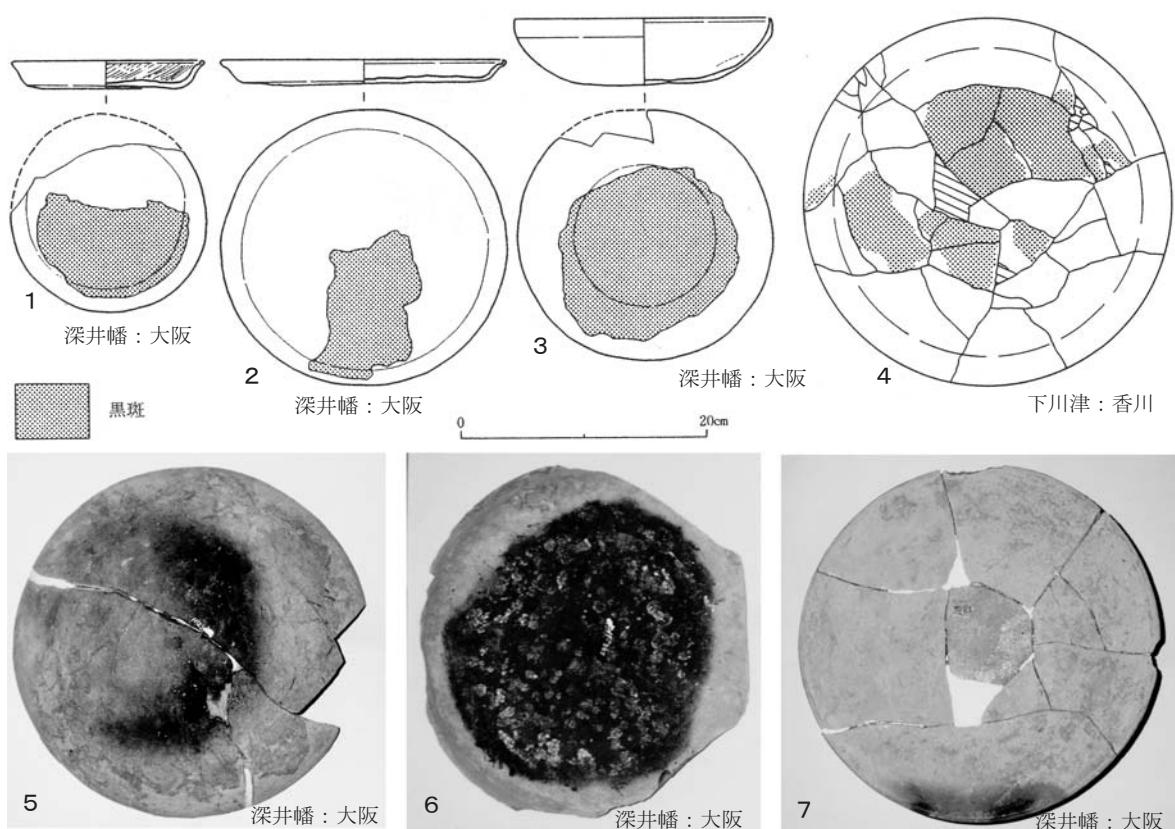


図 3 焼成時破損品・焼成不良品

その後、黒斑の付く環境と、そうでない環境に分散して焼成され続けたためと推定される。

### (2) 焼成不良品

意図した状態に焼き上がらなかった製品で、上の焼成時破損品と、無傷で焼き上がった完形品の両方に確認される。d) ~ f) の3つの属性パターンが認められ、やはり、1資料に複数属性が重なる。

このうち無傷の完形品は、生産地で非常に高い比率で出土し、消費地供給に耐えない製品が自家消費されたものと考えられる。

- d) 断面が漆黒～黒色を呈し、焼成が不完全に終わっている個体。
- e) 黒色に焼き上げるべき器表面が黒色を呈さない個体。もしくは、赤褐色に焼き上げるべき器表面が黒斑で広く覆われた個体(図3-1~3、5~7)。……前者は、鍛冶屋1次報告書の内面黒色処理(II~VII)に一致。
- f) ゆがみの大きな個体。

### (3) その他

焼成時に伴う小さな粘土塊で、製品とは違う。g)・h)の2つの属性パターンが認められ、性格は、覆い焼きの被覆材、試し焼き、焼き台などが推定される。

- g) 稲ワラ、稻モミ、草本類の茎束などの圧痕が観察される焼成粘土塊。
- h) 草本類の茎束の圧痕等は認められない焼成粘土塊。

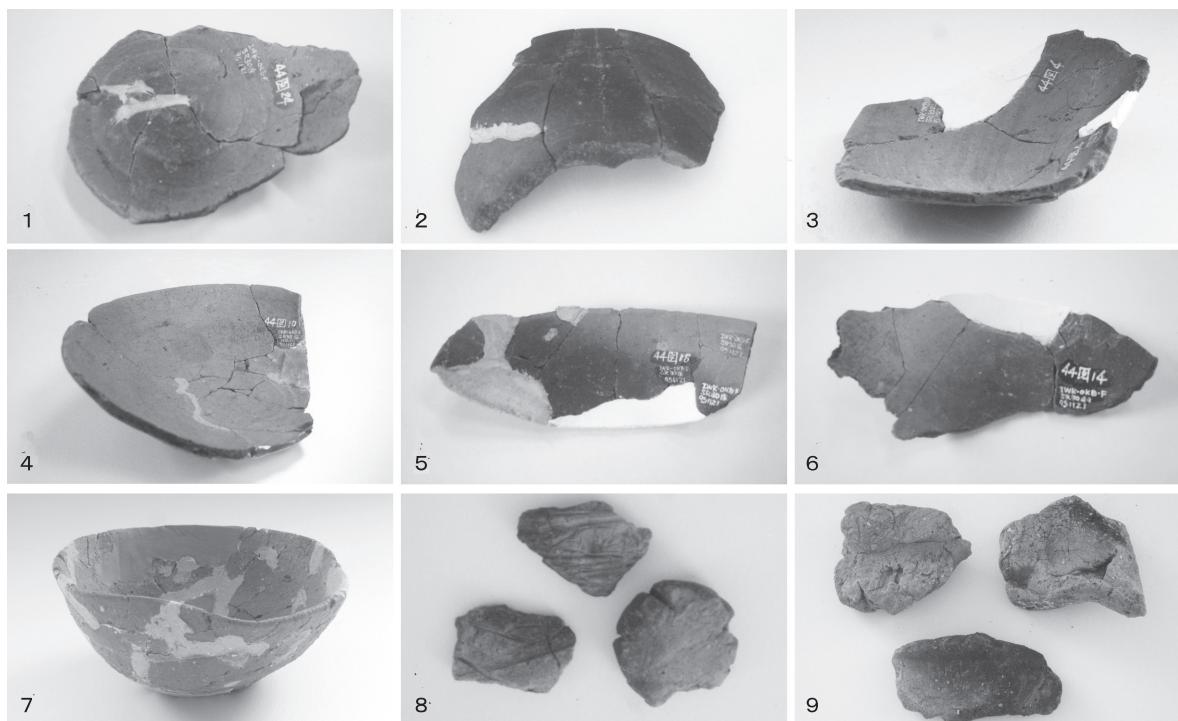


写真2 大久保F遺跡観察資料

## 5 県内生産地の遺物属性

この秋山浩三氏の一連の研究成果は、発表以後、全国各地で遺物による土師器生産地認定の基準に援用されている。ただ、分析資料が近畿地方の土師器であるため（図3）、それが東北地方（福島県）の場合に適応可能なのか、疑問を感じる向きがあるかも知れない。

そこで、次に県内の確実な土師器生産地資料で、当否を検証してみたい。具体的には、当館に収蔵されたいわき市大久保F遺跡の土師器を用いることにする。

### （1）大久保F遺跡の概要

同遺跡は、土師器焼成坑・工房・粘土採掘坑が狭い範囲に密集した、專業的な土師器生産地である（註5）。時期は、9世紀後葉～10世紀初頭に求められ、遺構との帰属関係が捉えられる豊富な資料が得られている。今回は、その中でもとくに一括性の高い、30号土師器窯跡（焼成坑）と6号住居跡（工房）の出土資料を選択し、不掲載品を含めて全点を肉眼観察した。

### （2）資料の観察結果

その結果、30号土師器窯跡では、焼成時破損品a)・b)、焼成不良品d)・e)の属性を備えた破片が充満し、その他g)・h)が少量伴うこと、また、6号住居跡では、覆土中にそれらが流入し、床面には、自家消費された完形品の焼成不良品f)が複数個体共伴することが明らかとなった。このことから、秋山基準は県内資料にも十分適応可能であると判断される。

また、この観察結果は、不自然に剥離した割口（B）と内面黒色処理のムラ（II～VII）が高い相関関係を持つという、鍛冶屋遺跡の所見に合致し、当初示した仮説に対して確かな見通しを得えてくれると思われる。

写真2は、この結果を秋山基準で整理したもので、（ ）内は報告書図番号との対応を示した。

#### 【焼成時破損品】

- a) 写真2-1～7（報告書：図44-24、図19-3、図44-4・10・18・14、図19-4）
- b) 写真2-3（報告書：図19-3）

#### 【焼成不良品】

- d) 写真2-3・4（報告書：図44-4・10）
- e) 写真2-2・3・5・6（報告書：図19-3、図44-4・18・14）
- f) 写真2-7（報告書：図19-4）

#### 【その他】

- g) 写真2-8（報告書：写真図版61-1・4・7）
- h) 写真2-9（報告書：写真図版61-2・5・8）

なお、焼成不良品c)の属性は確認されなかったが、単に対象遺構とその周辺で、黒斑の不連続の起きる環境がたまたま生じなかつたに過ぎないとみられる。事実、他の遺構の出土資料には、この属性を備えた個体が複数確認された。

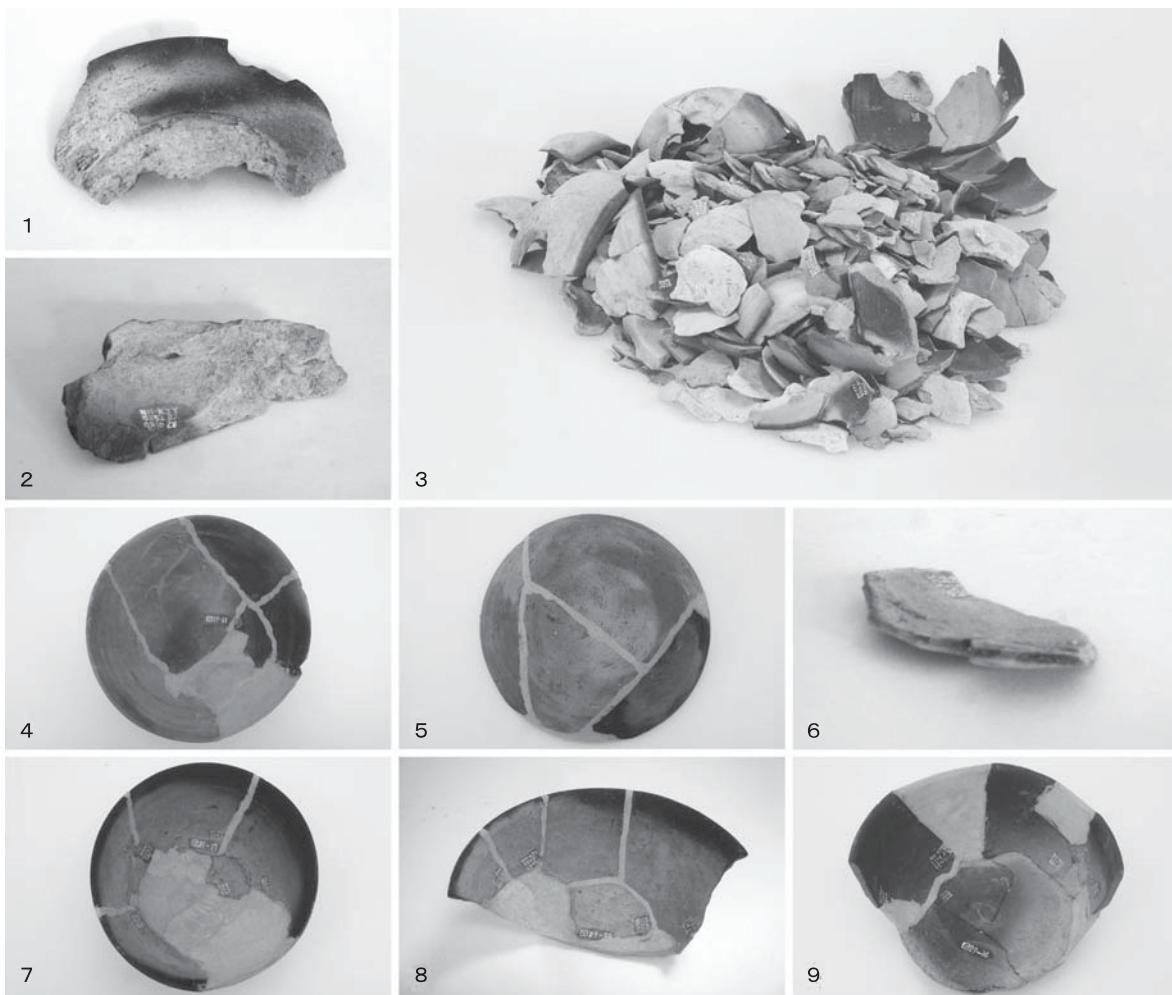


写真3 鍛冶屋遺跡観察資料

## 6 検討資料の観察

では、上で得られた見通しで、鍛冶屋遺跡の資料を再検討した結果を示したい。結論を言うと、それらは例外なく、土師器生産地固有の遺物属性を備えたものである。

写真3はこの結果を秋山基準で整理したもので、( ) 内は報告書図番号との対応を示した。

### 【焼成時破損品】

- a) 写真3-1～9 (報告書: 12住図29-11・12・16・17・20、図106-8・13、不掲載)
- b) 写真3-2 (報告書: 52住図106-13)
- c) 写真3-4・5 (報告書: 12住図29-11・12)

### 【焼成不良品】

- d) 写真3-6 (報告書: 不掲載、鍛冶屋52住)
- e) 写真3-4・5、7～9 (報告書: 12住図29-11・12・16・17・20)

### 【その他】

- g) 写真省略 (報告書: 不掲載、12号住居跡堆積土①で5点出土)

付け加えると、たとえ完形品に復元された個体でも、必ず、不自然に剥離した割口（B）＝焼成時破損品a）の箇所が観察され、自家消費された可能性のあるものは認められない。したがって、性格としては、土師器焼成坑に伴う焼成時破損品・焼成不良品だけの集積と考えられる。

## 7 土師器焼成坑はどこに構築されたか

これまでの検討により、鍛冶屋遺跡では集落内土師器生産の行われたことが立証された。しかし、広範囲が発掘調査されたのにも関わらず、肝心の土師器焼成坑が発見されていない。

では、どこに構築されたのだろうか。ここで想定されるのが、まだ完全に埋まりきっていない堅穴住居跡の覆土上面に構築されるケースである。類例は数こそ少ないが、東日本各地でみられ、東北では、秋田県十二林遺跡SN139土器焼成遺構<sup>(註6)</sup>や、いわき市大久保F遺跡23号土師器窯跡などが知られている。それらは、層位的関係から、遺構の輪郭が検出面では確認できない特徴があり、とくに、本遺跡のような集落内立地例は、調査の過程で遺構の存在が想定されていないため、見逃される確率はどうしても高くなると思われる。

そこで、改めて遺物集中区の写真（図2右上、写真1）を見直すと、どちらの範囲も、土師器焼成坑の一般的な規模・平面形に類似しているのが、注目される。

こうしたことから、土師器焼成坑の存在は、12・52号住居跡の覆土中に求めたい。おそらく掘り込みは、最上層より下位の覆土上面から行われ、「遺物集中区」の下面が焼成坑底面にあたっていたと推定される。そして、今回再検討した資料は、それに伴う焼成時破損品・焼成不良品の集積と位置づけられる。

なお、カラー写真では底面推定部分に焼土面が形成されているように見えるが、確定できない。また、周辺堅穴住居跡に工房跡が含まれていると思われる。しかし、特定困難である。

## 8 おわりに

東北で、古代土師器生産のテーマが本格的に議論されてから<sup>(註7)</sup>、10年以上が経過した。その後、県内でも問題意識を持った調査報告が相次いで行われている。小論が、さらなる研究発展に役立つことを願って、稿を閉じたい。

### <註>

- (註1) 2000 「鍛冶屋遺跡（1次調査）」『常磐自動車道遺跡調査報告21』（財）福島県文化センター
- (註2) 菅原祥夫 2007 「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』独立行政法人奈良文化財研究所
- (註3) 坂井秀弥 1994 「序と館、集落と屋敷」『城と館を掘る・読む—古代から中世へ—』山川出版社
- (註4) 秋山浩三 1997 「黒斑等の遺物属性からみた土器焼成遺構」『古代の土師器生産と焼成遺構』窯跡研究会編 真陽社 なお、図4は秋山浩三1977からの転載である。転載にあたっては、秋山氏から原写真を提供していただき、窯跡研究会の許諾を得た。
- (註5) 1996 「大久保F遺跡」『常磐自動車道遺跡調査報告8』（財）福島県文化センター
- (註6) 1989 『福田遺跡・石丁遺跡・蟹子沢遺跡・十二林遺跡』 秋田県教育委員会
- (註7) 利部 修 1997 「東北西部—秋田県の事例と検討ー」『古代の土師器生産と焼成遺構』窯跡研究会編 真陽社、菅原祥夫 1997 「東北東部—古代陸奥の土師器生産体制と焼成坑」『古代の土師器生産と焼成遺構』窯跡研究会編 真陽社